第明三治二十五種郵便物認可

**平成２４年（フ）第３５３号**
千葉県松戸市南花島２丁目32番地の３　高木第１ビル402号
債務者　須藤　恭世
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第３５６号**
千葉県我孫子市天王台６丁目10番70号
債務者　古関　利行
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第３６８号**
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番地10棟405号
債務者　中田　　隆
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第３７２号**
千葉県松戸市小金275番地の２　京葉コーポ102号
債務者　佐藤　眞一
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第３７６号**
千葉県流山市こうのす台255番地の41
債務者　白石　雅代
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第１６５号**
和歌山市湊通丁南１丁目１番地の３
債務者　金城　清二
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第１６９号**
和歌山市楠見中306番地の１　南本マンション３－Ｂ
債務者　宮村　俊広
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第１７０号**
和歌山市松江東４丁目７番29号　プラティＫ東松江201号室
債務者　山野　　元
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２３年（フ）第１３７号**
千葉県君津市中野４丁目14番13号
破産者　島本　礼子
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第７７号**
兵庫県豊岡市京町２番25号
破産者　井上　　寛
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２４年（フ）第３１号**
北海道旭川市９条通22丁目１番地の11　フローレスＢ棟202号
破産者　小笠原貞之
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５２号**
北海道旭川市東光９条９丁目１番21号　ワイステラⅣ101
破産者　丸田ひとみ
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第８４６号**
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保703番地13
破産者　大塚　順一
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第５０号**
埼玉県狭山市大字笹井2992番地の１
破産者　若林　好一
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第１０３号**
埼玉県日高市大字下鹿山494番地こま川団地１街区８棟402号
破産者　小島　栄子
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第１０４号**
相模原市南区相模台３丁目９番２号　ヴィラ相模原202号室
破産者　千葉　敏明
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２４年（フ）第１２号**
静岡市駿河区中島462番地の３　中島団地Ｓ１－303号、前住所静岡市葵区二番町３番地の10　ラフォーレ二番町103号
破産者　古池　俊晴
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２７号**
静岡県駿東郡小山町菅沼501番地の１
破産者　河野　一郎
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係